

令和6年度寒河江市地域コミュニティ活性化推進事業

【つのだ基金事業】募集要領

1 趣旨

市全体の活性化のためには、地域コミュニティの活性化が必要であり、住民同士の交流を促進し、人と人との絆(きずな)を深める取組を推進していかなければなりません。

このため、つのだ地域コミュニティ活性化推進基金を活用し、住民グループが行うこれらの事業を対象に、地域コミュニティ活性化推進事業(つのだ基金事業)として支援する事業を募集します。

2 募集する事業

本要領により募集する事業は、地域の住民同士の交流を促進し、人と人との絆を深めることを目的とし、市長が適当であると認める事業とします。

【対象事業例】()内は補助対象経費の例

- ①地域内の花壇に花を植え、環境整備を行いたい(花代、スコップ代、肥料代)
- ②研修に出かけたい(交通費、研修先への謝礼)
- ③ボウリング大会を開催し、新たな交流の機会を創出したい
(会場や物品の借用代、参加者保険料、賞品代)
- ④花火大会で地域を盛り上げたい(花火代、会場使用料)
- ⑤大道芸人を呼んで地域を盛り上げたい(大道芸人への謝礼、交通費)
- ⑥地域内で親子ウォークラリーを行いたい(チェックポイント用物品購入費、参加者保険料)
- ⑦地域の歴史や文化について調査し資料にまとめ配布したい(資料印刷代、調査資料購入費)
- ⑧ボランティアで清掃活動をしたい(清掃用具代、ボランティア保険代)
- ⑨地域ワークショップ交流事業後に、講師と交流会を行いたい

(募集対象外事業)

当該事業が次のいずれかの事業に該当するときは、対象事業となりません。

ア 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠くと市長が判断する事業

イ 施設の維持管理等を主たる目的とする事業

ウ 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業

エ 学校部活動、スポーツクラブ活動その他これらに準ずる団体等の活動を主たる目的とする事業

オ 職場、仕事上の関係者等の親睦を目的とする事業

カ その他補助することが適当でないと市長が認める事業

3 事業期間

事業は、事業補助金の交付決定の日から令和7年3月末日までに実施される事業とします。

※事業を始める前に申請が必要です。事業開始後は受け付けられません。

4 応募できるグループ

(1) 別世帯の5人以上で構成し、市内に住所を有する18歳以上の住民が代表であるグループ

※同一年度において補助を受けられる事業は1人につき1回までとします。

※家族のみや親戚同士が過半を占めるグループは対象としません。

【例】 対象(A世帯2人、B世帯1人、C世帯1人、D世帯1人、E世帯1人の計6人)

対象外(A世帯2人、B世帯1人、C世帯1人、D世帯1人の計5人)

(2) 自治会及び町会組織は対象外です。地域よろず応援事業をご活用ください。

(3) 次のいずれかに該当するグループは対象としません。

①政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするグループ

②構成員に暴力団及びその関係者がいるグループ

5 事業の補助対象経費

補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要する経費で別表第1に定めるとおりとします。

6 補助金の額等

(1) 次の方法で算出された金額で最も低い額

①補助対象経費から補助事業による収入を除いた額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

②5万円

(2) 補助事業による収入が補助対象経費を上回る場合は、補助金を交付しません。

「補助事業による収入」とは、補助対象事業の実施により得る参加料及び印刷物その他の物品の頒布による収入です。

7 応募方法

(1) 提出書類

① 交付申請書(規則第5条関係様式)

② 実施計画書(様式第1号)

③ 収支予算書(様式第2号)

④ 構成員名簿(様式第3号)

⑤ その他参考資料

(2) 募集期間

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

(3) 募集件数及び決定

①20件程度

②先着順で受付します。なお、募集期間に関わらず、予算がなくなり次第、募集を終了します。

(4) 提出先 寒河江市役所4階 みらい協働課

平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出
(土日祝日、12月29日～1月3日を除く。)

8 事業の決定

応募事業が、地域の住民同士の交流を促進し、人と人との絆を深めることを目的とする事業であるか否かについて確認し、決定します。

決定の連絡は、約1週間後を予定しています。

9 その他留意事項

補助金の交付の申請や支払い等については、「令和6年度寒河江市地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付要綱」に基づき手続きを行うことになります。

【お問い合わせ・ご相談】

寒河江市みらい協働課 地域活性化支援係

電話:85-1486 FAX:86-7220

E-mail : s-mirai@city.sagae.yamagata.jp

別表第1

補助対象経費の区分

区 分	内 容
① 報 償 費	外部講師等への謝金など
② 旅 費	外部講師等の交通費及び宿泊費、視察研修等に係る旅費など
③ 印刷製本費	事業関係資料等若しくはチラシの印刷又は記録写真プリント代など
④ 消 耗 品 ・ 材料購入費	事務用消耗品、材料等の購入費など (ただし、1個当たりの単価が2万円以下のものに限る。)
⑤ 燃 料 費	ガソリン代、軽油代など
⑥ 備品購入費	事業の実施に必要と認められる備品
⑦ 通信運搬費	電話料及び郵送料など
⑧ 保 険 料	傷害保険等加入料など
⑨ 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース及びレンタル料など
⑩ 飲 食 費	地域ワークショップ交流事業後に実施する講師との懇親会に係る飲食代
⑪ そ の 他	上記以外で、市長が特に必要と認める費用

※以下の経費は補助対象外となります

①金券等換金性の高いもの

②賞品代（1個当たり500円を超えるもの。賞品合計で5,000円を超えるもの）